

風連町・名寄市合併協議会運営小委員会設置要綱

(目的)

第1条 風連町・名寄市合併協議会(以下「協議会」という。)の円滑な運営に資するため、運営小委員会を設置する。

(構成)

第2条 運営小委員会は、協議会の関係市町の長、助役、市町議会議長、各小委員会の委員長及び共通委員をもって構成する。

(会議)

第3条 運営小委員会は、協議会の会長が招集し、主催する。

2 会議は、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。

(庶務)

第4条 運営小委員会に関する庶務は、協議会事務局において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか運営小委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年 4月16日から施行する。